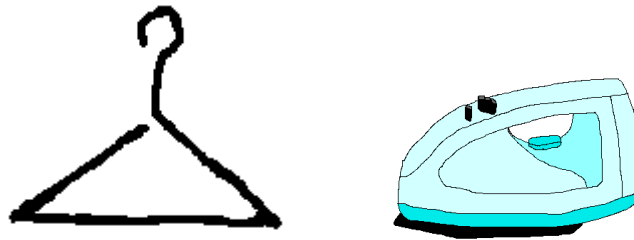


クリーニング所(一般) の てびき



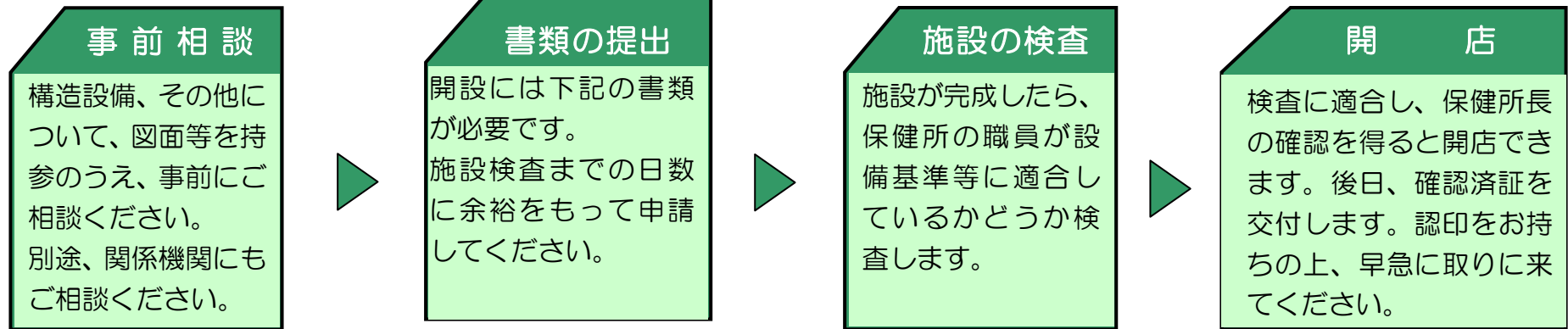
八王子市保健所 生活衛生課

環境衛生担当

〒192-0083 東京都八王子市旭町13-18

電 話 042 (645) 5111 (代表)
042 (645) 5142 (直通)
ファックス 042 (644) 9100

クリーニング所(一般)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図・施設付近の見取図
- 有資格者の免許証（本証提示）
- 検査手数料（24,000円）
- 開設者が法人の場合：会社の登記事項証明書（6ヶ月以内）（原本提示）

(例) クリーニング所 (一般) 構造設備概要

区分処理・格納設備

○洗濯物を未洗濯、要消毒、洗濯済、仕上済に区別して処理する。

テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

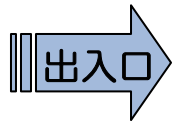
○貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。
○貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

利用者に対する苦情の申出先

○クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記

受取り、引渡し場

○仕上品と未洗濯品が混ざらないよう区分する。



換気・採光・照明

○クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

ドライ設備

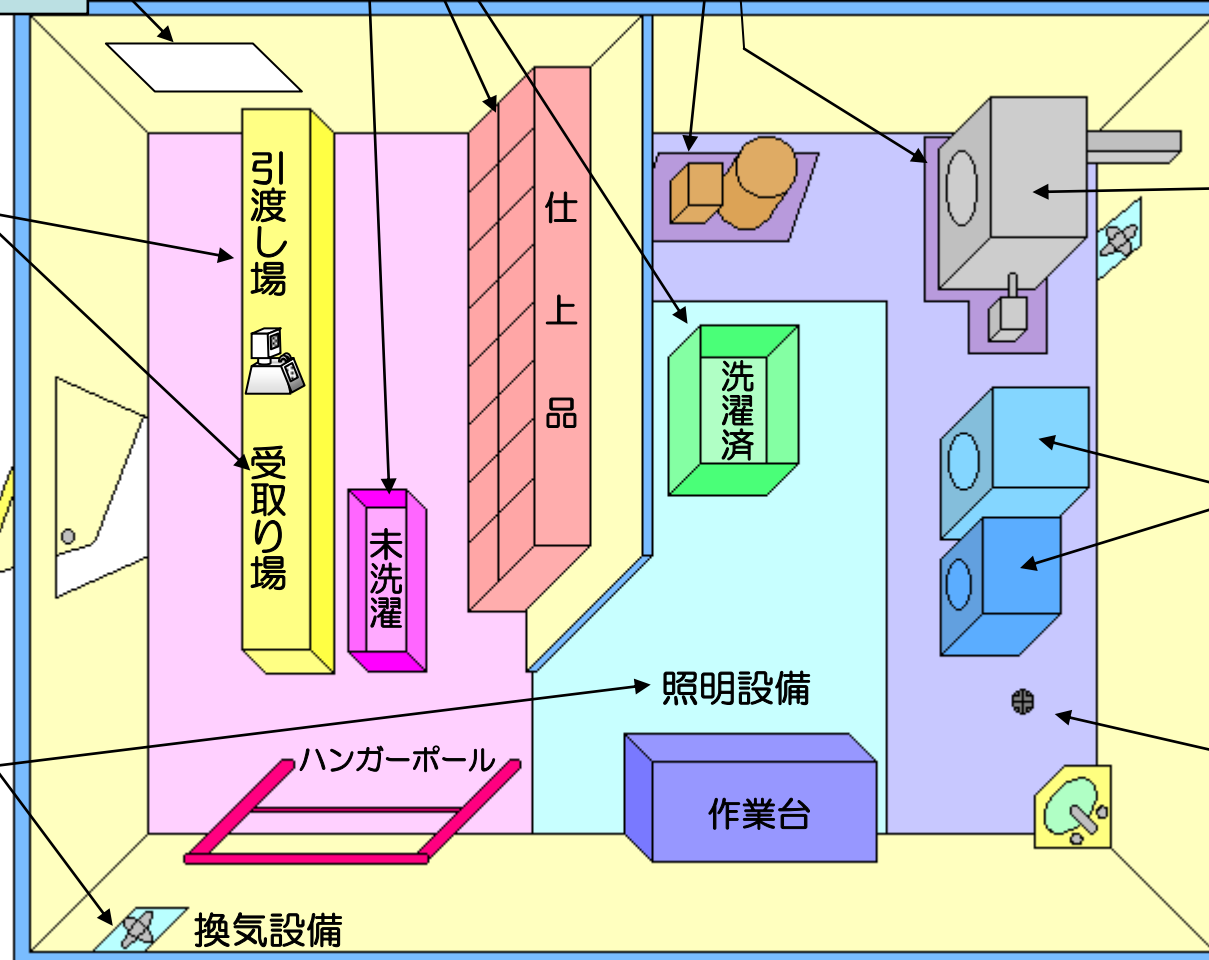
○排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置すること(テトラクロロエチレンを使用する場合)。

業務用機械

○洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上、備える。

洗いの床

○不浸透性材料とする。
○適当な勾配と排水口を設ける。



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ・ 開設者が変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増改築
- ・ 施設を建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ・ 法人代表者が変更
- ・ 施設を小規模に増改築
- ・ 種別を変更（一般→取次、取次→一般）
- ・ クリーニング師が変更 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。

届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（機械の台数、使用溶剤など）となります。

*** 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(履歴事項証明書（法人の場合）、施設設備図面 等)

◆ 承継届

- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・ 法人が合併・分割した。

必要書類（個人の場合）

- * 承継届
 - * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項証明書
 - * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属、兄弟・姉妹
- 被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 廃止届

- ・ 営業をやめた。等

必要書類

- * 廃止届
- * 施設開設時の確認書

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

| | |
|---------------|--|
| 施設の清潔 | 施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。 |
| 換気・採光・照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。 ・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。 |
| 洗濯物が接触する設備の清潔 | 受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。 |
| 未洗濯物と洗濯物の区別 | 受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。 |
| 溶 剤 | <ul style="list-style-type: none"> ・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。 ・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。 ・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。 |
| 利用者への説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。 |
| 従事者に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師は全員、3年に1回、研修を受けること。 ・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせる（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする）。 ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。 |

関係機関一覧

| | | |
|--|--|--------------------------|
| クリーニング師試験について | | |
| 東京都福祉保健局健康安全部 健康安全課 試験・免許係 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 2 1 階南側 ☎ 03-5320-4358 | | |
| クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について | | |
| 公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751 (代表) | | |
| 消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について | | 消防法・火災予防条例 |
| 所管の消防署 | | |
| 排水・下水・浄化槽などについて | | 下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法 |
| | 担当機関 | 連絡先 |
| 排水を公共下水道に放流する場合 | 八王子市 水循環部 下水道課 施設担当 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 | ☎ 042-620-7295 |
| 排水を公共下水道以外に放流する場合 (水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等) | 八王子市 水循環部 水再生課 水質保全担当 〒192-0906 八王子市北野町 596-3 | ☎ 042-642-1500 |
| 浄化槽を設置する場合 | 八王子市 水循環部 水再生課 〒192-0906 八王子市北野町 596-3 | ☎ 042-656-2282 |

| | |
|---|--|
| 特別管理産業廃棄物について | 廃棄物処理法 |
| 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会 〒101-0047 千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階 | ☎ 03-5283-5455 (代表) |
| 工場・指定作業場について | 東京都環境確保条例 |
| 八王子市 環境部環境保全課 環境改善担当 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 | ☎ 042-620-7255 |
| 建物の建築（建築確認等）について | 建築基準法・東京都建築安全条例 等 |
| ○八王子市 まちなみ整備部 建築審査課 審査担当 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 ○民間の建築確認検査機関 ○東京都 都市整備局市街地建築部 建築指導課（都庁第二本庁舎 3階） 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 | ☎042-620-7266 ☎03-5388-3372 |
| 用途地域について | 都市計画法 |
| 八王子市 都市計画部 都市計画課 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 | ☎ 042-620-7302 |